

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

小山産業株式会社（以下「甲」という。）と従業員の過半数の代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、別表に掲げる各業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り（待遇決定方式を変更しなければ派遣労働者が希望する就業機会を提供できない場合であつて当該派遣労働者から合意を得た場合等のやむを得ない事情等）、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1のとおりとする。

- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号令和7年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の職種（小分類257 総合事務員、小分類272 出荷・受荷係事務員、小分類312 データ入力係員、小分類663 貨物自動車運転手、小分類684 フォークリフト運転作業員、小分類753 陸上荷役・運搬作業員、小分類781 軽作業員）とする。
- （2）通勤手当は第6条、退職手当は第7条のとおりとする。
- （3）地域調整については、通達に定める「職業安定業務統計による地域指数（令和7年度適用）」（以下「通達別添3」という。）により調整を行う。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県就業地で派遣就業を行うことから、通達別添3に定める埼玉、千葉、東京、神奈川の指数を使うものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：1年

2 甲は、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、その程度に応じて基本給額を昇給させることとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤手当は、片道2km以上の通勤をする者に対して、最も合理的な交通機関の通勤定期乗車券代金相当額を支給する。

第7条 対象従業員に対して、別表1の一般基本給・賞与等の額の6%の額を前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 賃金の決定は、1年に1度行う人事考課制度を活用する。その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「小山産業株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和7年4月1日

甲 代表取締役 小山 嘉一郎

乙 労働者代表 種村 大輔

別表 2 対象従業員(派遣労働者)の職務と賃金の額(別表 3 と別表 1 との比較)

等級	職務の内容	派遣社員の賃金	≧	通達による一般的な賃金	能力・経験の目安	
A ランク	上級スタッフ (役職を持ち他部署との連動を行う。クレーム・トラブル対応、他者への教育を行う。)	別表 3 A ランク 参照			別表 1 A ランク 参照	10 年
B ランク	中級スタッフ (高度な定型業務に従事。上級スタッフの補佐を行う。)	別表 3 B ランク 参照			別表 1 B ランク 参照	3 年
C ランク	初級スタッフ (中度の定型業務に従事。継続的にミスなく効率良く、対応と報告ができる。部下なし。権限なし。)	別表 3 C ランク 参照			別表 1 C ランク 参照	1 年